

## 承認第 3 号

### 専決処分の承認を求めることについて

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 1 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

## 専決第 4 号

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和 2 年 3 月 3 1 日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

### 処分理由

令和2年度税制改正による国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げ等を行うため専決処分するものである。

## おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険税条例（平成18年おいらせ町条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書き中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5千円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第13項及び第14項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

#### （適用区分）

- 2 この条例による改正後のおいらせ町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。